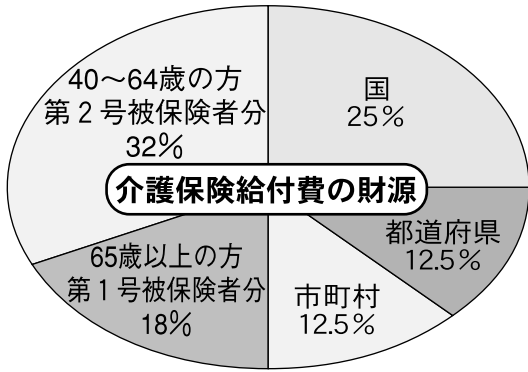


みんなで支える 介護保険制度



介護保険制度は、私たちの身近な問題である介護を社会全体で支えていく大切な制度です。介護が必要な方は、介護プランによる適切な介護が受けられ、家族の負担も軽減されます。

17年度までの保険料を下記のように定めています。65歳以上のみなさんへ保険料額決定通知書を郵送します。また、普通徴収の方には、納入通知書も同封しますので、指定金融機関もしくは役場収入役室に納付してくださいようお願いいたします。

65歳以上の方の保険料の納付方法

特別徴収

(年金からの天引き)

老齢年金、退職年金が年額18万円以上の方

納期

年6回。2カ月ごとに支払われる年金から、それぞれ2カ月分の保険料が天引きされます。ただし、4月6月、8月は前年度と同じ金額を納めていただき(仮徴収)、10月、12月、2月で精算します。

老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。

普通徴収

(口座振替、納付書による金融機関への納付)

老齢年金、退職年金が年額18万円未満の方

毎年度4月1日現在で老齢年金、退職年金を受給していない方

年度の途中で65歳になられた方や転入した方など

納期

年8回。7月、2月の各

月末日。

納期ごとに納めに行く手間も省け、納め忘れの心配もない安心便利な口座振替を是非ご利用ください。通帳と印鑑を指定金融機関もしくは役場窓口にお持ちいただくだけで手続きができます。

問い合わせ先

福祉保健課いきがい係

(庁舎1階 番窓口)

73 5500

65歳以上の方の保険料は、本人や家族の所得状況に応じて個人ごとに決まります

所得段階	対象となる方	17年度 介護保険料年額	左の額の内訳
第1段階	生活保護の受給者、又は老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税	19,000円	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が町民税非課税	28,500円	基準額×0.75
第3段階	世帯の誰かが町民税を課税されているが、本人が町民税非課税	38,000円	基準額
第4段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満	47,500円	基準額×1.25
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上	57,000円	基準額×1.5

町の介護保険事業の状況

3月末現在の要介護認定者数

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
50	206	104	83	82	121	646

3月末現在の介護サービス受給者数

居宅介護サービス受給者数	342人
施設介護サービス受給者数	144人

16年度介護保険給付額状況
年間 868,324,474円